



2026 年度「ささえあい基金」募集要項

パルシステム共済生活協同組合連合会
「ささえあい基金」運営委員会

1. 目的

「ささえあい基金」は、福祉・たすけあい活動を行う団体及び貧困・格差支援で活動を行う団体へ資金面で助成し、地域のセーフティネット機能の支援を通じて、お互いに支え合える地域社会づくりに寄与することを目的とします。

2. 助成対象団体

以下の(1)～(5)に該当する活動団体とします。

- (1) 地域福祉に貢献する福祉・たすけあい活動団体
- (2) 社会課題の改善をめざす活動団体、ネットワークの形成と協働による地域福祉の推進団体
- (3) 同一年度に「パルシステムの地域会員生協が行う助成金」、「パルシステム連合会が行う地域づくり基金」、「当会が行う福祉・たすけあい助成金」から同一事業での助成を受けていない活動団体
- (4) パルシステムの地域会員生協、パルシステム連合会、パルシステム共済連のいずれかから活動を認められた団体 ※「活動を認められた団体」とは次の①又は②いずれかの要件をパルシステム関連生協から認められた団体を指します。
 - ① 過去もしくは現在、パルシステム関連生協と関わりがある団体
 - ② 今後、パルシステム関連生協と関わる予定の団体
- (5) その他当基金の目的に照らし、運営委員会が特に認める団体

3. 助成対象とならない団体及び事業

- (1) 会員生協、連合会、子会社、関連会社
- (2) 会員生協、連合会、子会社、関連会社が主体となって行う事業

4. 助成対象分野

- ・ 目的に沿う以下のものとする。
- (1) 子ども・子育て支援活動
- (2) 障がい児・者支援活動
- (3) 高齢者支援活動
- (4) 生活困窮者支援活動
- (5) 社会的孤立の防止活動
- (6) 傷病当事者（がん・難病・依存症等）、家族支援及び各種予防の活動
- (7) 経済的弱者への家計設計支援等の活動
- (8) その他当基金の目的に照らし、運営委員会が適当と認めた事業活動

5. 応募期間

- ・ 2026 年 8 月 1 日（土）から 2026 年 9 月 30 日（水）まで

6. 応募締切

- ・ 2026 年 9 月 30 日（水）必着
- ※「10. 必要書類」の「原本の到着」及び「メール受信」の両方をもって提出完了とします。また、「持参」及び締切日以降の申請は一切お受けできませんのでご注意ください。

7. 助成対象の事業実施期間

- ・ 2027 年 4 月 1 日（木）から 2028 年 3 月 31 日（木）まで

8. 助成上限額と応募制限

- (1) 助成上限額は、1 団体 200 万円 1 申請までとなります。また、申請は 1 つの事業に限ります。内部ルールに基づき 1 事業とみなされない場合は、優先する事業内容を確認させていただきます。
- (2) 基金の助成は、通算 5 回を限度とします。
- (3) 自然災害や感染症等の影響で、事業実施せず助成金を全額返還した場合は、通算助成回数に含めません。

9. 助成対象外費用

- (1) 飲食費、接待交際費
- (2) 人件費（雇用対象者）
- (3) 物件費のうち、家賃等いわゆる固定費に相当するもの
- (4) 助成対象事業以外にも適用される保険代金
- (5) その他、運営委員会が不適切と判断する費用

10. 必要書類 ※9月30日（水）までに以下の書類の「原本送付」及び「メール送信」をお願いします。

※下記（1）のみ所定書式にてご提出願います。ご連絡を頂いた後、事務局よりメール送付します。

- (1) 2026 年度「ささえあい基金」助成金交付申請書（所定書式）
- (2) 役員名簿又は団体構成員の名簿
- (3) 団体の 2025 年度決算報告書及び 2026 年度予算計画書又はこれに代わる文書
- (4) 定款(会則)
- (5) 参考資料（定期刊行物、事業活動紹介記事のコピー等、A4 で 5 枚程度）※資料が多い場合は、事務局にて精査させていただきます。なお、ホームページや見てほしい資料がある場合は、申請書に URL を記入ください。
- (6) 10 万円以上の備品購入、製作費、設備工事等がある場合は、その見積書（可能な限りカタログ等も添付）
※全ての書類は印刷し、ご送付ください。

11. 応募及び助成に関する問い合わせ先

〒169-0072 東京都新宿区大久保 2-2-6 ラクアス東新宿 6 階 パルシステム共済生活協同組合連合会 組織運営部 組織運営課内 「ささえあい基金」運営委員会事務局 担当：新地 潤一 小谷 源三 渡辺 恵輔 TEL：03-6233-7251 e-mail：kyousairen-soshikiune@pal.or.jp
--

12. 助成対象事業の審査

- (1) 提出書類をもとに「ささえあい基金」運営委員会が審査を行います。
- (2) 審査の結果、助成対象外又は減額助成となる場合があります。
- (3) 書類不備や記載漏れにご注意ください。審査の対象外となることがあります。
- (4) 申請内容の詳細を確認する場合があります。常時応答可能な連絡先をご記入ください。

13. 審査及び審査後の流れ

- (1) 提出された申請書類に基づき、審査（12 月上旬）を行います。
- (2) 助成申請の審査結果は、2026 年 12 月中に採択内定団体に連絡します。減額助成の場合は、決定額での申請事業の実施可否を確認します。
- (3) 審査結果は、2027 年 1 月上旬に全申請団体へ送付します。採択団体には決定通知書及び必要書類を同封しますので、期日までにご提出ください。また、減額助成の場合は、決定額での申請事業の実施可否を併せて確認します。
- (4) 助成決定団体からの書類受領後、2027 年 3 月中旬～下旬を目処に指定口座に助成金を振り込みます。
- (5) 申請事業の実施に当たり行政の認可や第三者との契約が前提になる場合又は購入物品の見積り額が未定である場合は、これらが確定してその証票（複写）受領後に入金します。
- (6) 助成対象事業完了後は、報告義務として速やかに事業会計報告を含む報告書をご提出ください。最終提出期限は 2028 年 4 月 30 日（土）です。

14. 助成決定後の助成金の使途変更、返金等について

- (1) 助成決定後は、対象事業計画や助成金交付申請書記載の支出項目と内容の使途変更は原則認められません。ただし、自然災害などの不可抗力により活動期間や使途変更等が生じた場合は、速やかに事務局にご報告ください。
- (2) 申請助成額から減額して助成が採択された場合の事業計画の縮小及び変更は、助成金交付申請書に記載された範囲のみを承認します。支出項目の変更が必要な場合は運営委員会の承認が必要となります。
- (3) 助成事業完了後、所定の書式にて会計報告をいただきます。助成対象事業として承認された支出項目や事業計画以外への使途金額と余剰金は、ご返金いただきますので、発生時点で速やかに事務局にご報告ください。

15. その他

- (1) 上半期(9 月末)終了時点での中間報告書の提出をお願いします。事務局より送付する所定の書式にて、期日までにご提出ください。
- (2) 助成対象期間中、若しくは期間終了後に、助成金を使用した対象事業や購入備品の視察を行う場合があります。受け入れを前提としてご申請ください。また、各団体による助成報告会（交流会）の開催を予定しています。ご参加をお願いします。その際に報告をお願いする場合がございますので、ご協力をお願いします。
- (3) 応募資料により取得した個人情報、当基金の選考、運営、情報開示の目的で事務局及び運営委員会が使用し、適切に管理します。